

お申込書類確認一覧表

この度はお申込み頂き、誠にありがとうございます。

当組合まで、以下の書類のご返送をお願い致します。

なお、本状は組合員様のご確認用で使用していただくものであり、返送は不要でございます。

共通必要書類	
チェック	書 類
	組合加入申込書
	履歴事項全部証明書の写し(発行から3月以内) ※個人事業主様の場合は、直近の確定申告書等の写し
	代表者様の本人確認書類の写し (免許証、保険証、住民票のいずれか1点)

UC ETCカード		ETCコーポレートカード	
チェック	書 類	チェック	書 類
	①UC ETCカード申込書		①ETCコーポレートカード利用申込書
	②ETC車載器セットアップ証明書の写し (1枚で、カード4枚発行可)		②車検証の写し(申込台数分)
			③ETC車載器セットアップ証明書の写し (申込台数分)

返送・お問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町一丁目6番15号

井門神田駅前ビル4階

協同組合東京ビジネスリンク

TEL 03-5577-5791 FAX 03-6206-0876

Mail tbl@bizl.org

協同組合東京ビジネスリンク組合加入申込書（組合員・賛助会員）

この度、貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。

組合員番号 _____ 組合加入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※下記太枠内のご記入をお願い致します。

フリガナ				
法人名	⑩	資本金額	万円	
フリガナ			代表者携帯電話番号	
代表者名	⑩			
フリガナ				
法人所在地	〒			
	TEL	FAX		
フリガナ				
請求書郵送先	〒			
	TEL	FAX		
フリガナ				
担当者氏名				
フリガナ				
代表者 自宅住所	〒			
	TEL	FAX		
事業内容			従業員数	人
許認可番号				
加入金/初回	円	備考		
保証金/初回	円			
組合費/月	円			
追加保証	有 / 無 / コーポのみ			

支部名 _____

【必要書類】

法人

- ・履歴事項全部証明書（3ヶ月以内）の写し
- ・代表者様本人確認書類 下記よりいずれか1点
（運転免許証写し（表・裏）、保険証写し（表・裏）、住民票の写し）

自営業・個人事業主

- ・確定申告書（税務署受付印要、直近のもの）の写し
- ・代表者様本人確認書類 下記よりいずれか1点
（運転免許証写し（表・裏）、保険証写し（表・裏）、住民票の写し）

※組合規程等により、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承くださいませ。

定 款

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(地 区)

第2条 本組合の地区は、東京都、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県区域とする。

(事 業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする共同宣伝
- (2) 組合員のためにする情報ネットワークシステムの共同利用
- (3) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行
- (4) 組合員のためにする損害保険の代理店業務
- (5) 組合員の車両及び建設機械等の取得に関わる信販会社、車両販売会社に対する割賦代金又はリース会社に対するリース代金の支払保証
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表に掲げる事業を行う事業者であること。
- (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

1 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその可否を決定する。

(加入者の出資払込み)

第6条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第7条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

1 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除 名)

第8条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員、本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員、犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻)

第9条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第10条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

1 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(延滞金)

第11条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(出資1口の金額)

第12条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第13条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第14条 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

1 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

別 表

業 種	業種コード	業 種	業種コード	業 種	業種コード
鉄鉱業	513	男子服小売業	5721	出版業	4141
一般土木建築工事業	61	洋品雑貨・小間物卸売業	5793	一般貨物自動車運送業	441
土木工事業（舗装工事業を除く）	62	果実酒製造業	1021	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	5432
建築工事業（土木建築工事業を除く）	64	中古自動車小売業	5912	家具・建具卸売業	5511
床・内装工事業	78	建物売買業、土地売買業	681	教養・技能教授業	824
その他の食料品製造業	99	不動産代理業・仲介業	682	老人福祉・介護事業	854
情報処理サービス業	3921	経営コンサルタント業	7281	産業廃棄物処理業	882
鍛鋼製造業	2255	土木建築サービス業	742	労働者派遣業	912
オフセット印刷業（紙に対するもの）	1511	美容業	783		

ETCコーポレートカード利用申込書

協同組合東京ビジネスリンク 殿

お申込年月日 平成 年 月 日

組合員番号 _____

お申込者名 (法人名)	(フリガナ)		
	印		
所在地	(フリガナ)		
	〒		
連絡先	TEL		FAX
代表者	(フリガナ)		携帯
			TEL
代表者住所	(フリガナ)		
	〒		
カードご担当者様名			

例

車両番号 (ナンバープレート)				車載器番号			1ヶ月の 走行料金目安
品川	111	あ	1212	00001	01234567	012345	¥50,000

※車両台数が上記に記載しきれない場合はお手数ですが、コピーをお取り下さい。